

対象期間を延長します！

新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動や雇用状況などへの影響を踏まえ、令和3年1月から4月末までの休業期間を新たに対象としました。

Q. 秋田県雇用維持支援金とは？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を活用して、秋田県内の事業所で雇用環境の維持に努めている中小企業事業主に対し、支援金を支給する秋田県独自の給付制度です。

支給対象

秋田県内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和3年1月1日から令和3年4月末日までに実施した休業等に対し、秋田労働局長より雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主等（※1）。

※1… 個人事業主、法人、社団、財団などで、大企業は除きます。また、既に令和2年4月から12月までの休業等期間を対象に秋田県雇用維持支援金の上限額30万円を受給している事業所は対象外となりますのでご注意ください。

支給額

1事業所あたり、雇用調整助成金等の支給決定回数(月数)に応じて、1回(月)は10万円、2回(月)は20万円、3回(月)以上は30万円を支給します。（※2）

※2… 1事業所あたりの上限額は、30万円から、令和2年度に支給を受けた支援金の額を差し引いた金額となります。

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の両方の支給決定を同月に受けている場合の回数は1回とみなします。

受付期間 令和3年7月30日(金)まで ※当日消印有効

申請受付・お問い合わせ先

「秋田県雇用関係給付金センター」までご連絡ください。

TEL：018-860-2331

〈受付時間〉平日 9時から17時まで

【申請受付先】秋田県雇用労働政策課『雇用維持支援金 担当』

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

詳細は秋田県公式HP美の国あきた専用ページ（コンテンツ番号53288）

（URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53288>）へ

